

原規規発第 18050910 号  
平成 30 年 5 月 9 日

北海道電力株式会社  
泊発電所長 殿

原子力規制庁原子力規制部検査グループ  
安全規制管理官（実用炉監視担当）  
古金谷 敏之

平成 30 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づく平成 30 年度保安検査について、原子力規制委員会は別紙のとおり実施することといたしました。

つきましては、別紙の内容についてお知らせいたします。

なお、年 4 回の保安検査に係る詳細については、各回の保安検査開始前までに、統括原子力運転検査官から連絡いたします。

原規規発第 18050910 号  
平成 30 年 5 月 9 日

平成 30 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成 30 年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。

1. 検査実施場所

北海道電力株式会社 泊発電所及び本店

2. 検査実施時期

- (1) 第1四半期：5月下旬～6月上旬
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬
- (3) 第3四半期：11月下旬～12月上旬
- (4) 第4四半期：2月下旬～3月上旬

3. 検査担当職員

泊原子力規制事務所職員  
他

4. 検査項目

平成30年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。

(1) 基本検査で実施する保安検査の内容

- ①改善活動の実施状況
- ②マネジメントレビューの実施状況
- ③外部事象への対応・体制
- ④保守管理に係る検査
- ⑤安全文化醸成活動の実施状況
- ⑥品質目標及びプロセス監視・測定項目の設定状況
- ⑦予防処置の実施状況
- ⑧放射性廃棄物管理の実施状況
- ⑨放射線管理の実施状況

(2) 追加検査で実施する保安検査の内容

なし。

平成30年5月28日

北海道電力株式会社  
泊発電所長 舟根 俊一 殿

泊原子力規制事務所  
統括原子力運転検査官 稲垣 隆二

## 安全文化・組織風土劣化防止に係る取組の総合評価及び要請（指導）について

平成29年4月1日から平成30年3月31日に行われた、泊発電所における安全文化醸成活動については、以下のとおり評価しましたので通知します。取組要請事項については、確実に実行されるよう求めます。

### 記

#### 1. 総合所見

平成29年度計画に掲げた取組は、従来の継続的な活動に加え、前年度要請事項を踏まえ実施されていることを確認した。また、安全最優先とするトップの考えに基づき、発電所において安全側に意思決定することの意識強化を図るなど「計画に基づいた取組が行われ、改善傾向が見られる」と評価できる。

また、劣化兆候については、事業者における自己評価のためのアンケート調査及び日常の活動状況等から「改善傾向が見られる。但し自己満足することなく継続監視が望まれる。」と評価できるが、現在の状況に満足することなく「取組要請事項」を踏まえ、なお一層の安全文化の醸成に努めていただきたい。

#### 2. 取組要請事項

運転・保守等の手順書の作成・見直しの際に、部署間での更なる「良好なコミュニケーション」の充実に努めていただきたい。また、作業環境を考慮した無理のない現場作業計画を立案する等の「作業管理」の更なる充実に努めていただきたい。

#### 3. 奨揚がふさわしい取組

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとトップマネジメントの意向を受けて、福島第一原子力発電所事故事例を通して自らの意識や行動を再確認し安全を最優先する意識を強化するための教育を継続して実施しており、事故の風化防止に努めている。

以上